

**ひだかインフォメーション**  
 市役所へのご連絡は  
 ☎ 989-2111 FAX 989-2316  
 ホームページアドレス  
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

### お知らせ



#### 国民健康保険の届け出が必要ですが、14日以内に届け出が必要ですよ。

- 加入するとき
  - 日高市に転入したとき
  - 子どもが生まれたとき(職場の健康保険に加入していない場合)
  - 職場の健康保険を抜けたとき
  - 扶養から外れたとき
  - 生活保護を受けなくなったとき
  - 脱退するとき
    - 日高市から転出するとき
    - 職場の健康保険に入ったとき
    - 死亡したとき
    - 生活保護を受けることになったとき
    - その他(職場の健康保険に加入していない場合)

#### 心身障がい児通学奨励費補助金

心身障がい児通学奨励費補助金を交付しています。該当する人は、左記へ申請してください。

**対象** 特別支援学校に通学している児童(平成17年4月2日以降生まれ)を養育している保護者

**補助金額** 児童1人につき3000円(月額)

※申請月分から、7月、11月、3月に4か月分ずつ指定口座に振り込みます。

**持ち物** 在学証明書(生徒手帳の写し不可)、振込先の口座が分かるもの

**問い合わせ** 障がい福祉課障がい福祉担当(1階⑧番窓口)



#### 特別障がい者手当・障がい児福祉手当

**特別障がい者手当**  
**特別障がい者手当**  
 対象 20歳以上で、身体または精神の重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人  
 ※施設に入所している人、病院などに継続して3か月を超えて入院している人は受けられません。

**手当額** 2万7980円(月額)

○住所が変更になったとき  
 ○世帯主が変わったとき  
**問い合わせ** 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)



#### 下水道につなげたら届け出を

下水道の使用を開始または廃止した場合は「使用開始(休止・廃止・再開)届」の提出が必要です。

なお、下水道の使用開始後は、汚水排出量に応じた下水道使用料を水道料金と併せて納めていただくこととなります。

**汚水排出量(使用水量)の算定方法**

- 水道水使用の場合  
水道水の使用水量
- 井戸水だけ使用の場合  
世帯員(同居人を含む)1人につき1か月5㎡
- 水道水と井戸水を併用の場合  
水道水の使用水量と世帯員(同居人を含む)1人につき1か月2・5㎡の合計

※井戸水の使用で世帯人数の変更が生じた場合は、左記へ連絡してください。

**問い合わせ** 下水道課業務担当  
 ☎ 989-2771

#### 障がい児福祉手当

対象 20歳未満で、おおむね左記のいずれかに該当する人

- 1 身体障がい者手帳1級の一部および2級の一部の人
- 2 知的障がいであって、療育手帳(相)当の人
- 3 精神障がい、血液疾患等で①・②と同程度の障がいがある人

※施設に入所している人、障がいを支給事由とする年金を受給している人は受けられません。

**手当額** 1万5220円(月額)

**共通事項**  
 ○いずれの手当も所得制限があります。  
 ○障がい認定について、詳しくは左記へお問い合わせください。

**問い合わせ** 障がい福祉課障がい福祉担当(1階⑧番窓口)

#### 文芸ひだか第36号を刊行しました

市民の文芸作品をまとめた、文芸ひだか第36号を頒布しています。

※バックナンバーもあります。詳しくは左記へお問い合わせください。

**頒布価格** 800円

**頒布場所** 生涯学習課・各公民館・市立図書館

**問い合わせ** 生涯学習課生涯学習担当



#### 児童扶養手当および特別児童扶養手当額改定

児童扶養手当および特別児童扶養手当の額は、物価の変動に応じて改定されます。

■児童扶養手当の支給額(月額) 令和5年4月分から		
子どもの人数	全額支給	一部支給
1人の場合	4万4,140円	4万4,130円～1万410円
2人目加算額	1万 420円	1万 410円～ 5,210円
3人目以降加算額	6,250円	6,240円～ 3,130円

  

■特別児童扶養手当の支給額(月額) 令和5年4月分から		
	1級	2級
特別児童扶養手当	5万3,700円	3万5,760円



#### 令和5年度固定資産税評価額等が確認できます

**土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**  
 所有する土地や家屋の評価額等を、市内のほかの土地や家屋と比較できます。

**期間** 4月3日(月)～5月31日(水)

**対象** 市内に土地または家屋を所有する固定資産税の納税者および代理人

**手数料** 無料

**持ち物** 本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)、代理人の場合は委任状、法人の場合は社員証等は委任状、法人の場合は社員証等

**固定資産課税台帳(名寄帳)の縦覧**  
 固定資産税の価格等、詳しい課税内容を確認できます。

**期間** 4月3日(月)から通年

**対象** 納税義務者、同一世帯の親族、借地人、借家人および代理人

**手数料** 有料

※日高市税条例により、5月31日(水)までは無料です。

※写しや証明を発行する場合は、別途費用がかかります。

**持ち物** 閲覧ができる人であるか確認ができるもの(賃貸借契約書・登記事項証明書)、本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)代理人の場合は委任状

※法人や相続人の場合などは別途必要書類が生じる場合がありますので、あらかじめご相談ください。

**縦覧および閲覧場所・問い合わせ**  
 税務課資産税担当(1階⑫番窓口)

### くりっかーの可燃ごみレポート

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和5年2月の可燃ごみ	昨年同月との比較
全体量	682.68 t - 14.32 t
処理費用	28,160,550円 - 590,700円
1人当たりの量	12.51 kg - 0.21 kg
1人当たりの処理費用	516円 - 9円

まだ食べることができるのに捨てられてしまった食品、いわゆる「食品ロス」が世界中で問題となっています。消費期限などに注意して計画的に購入・消費し、食品ロス削減に取り組みましょう。

※数値は四捨五入しています。  
 ※処理費用は、全体量に41,250円/tを乗じたものです。  
 ※1人当たりは、当該月の総人口を基に算出しています。



問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

ね・ん・き・ん  
**ニ知**  
 保険年金課  
 国民年金・医療費担当

#### 令和5年度の国民年金保険料

4月からの令和5年度国民年金保険料は、月額1万6520円です。

**前納すると割引があります**  
 令和5年度の保険料1年分(4月～6年3月分)を現金払いで前納すると35200円の割引となり、6か月分(4月～9月分)または10月～6年3月分を現金払いで前納すると8100円の割引となります。

利用する人は、日本年金機構から4月上旬に送付される納付書の中に、1年分前納や6か月分前納の納付書も入っていますので、指定の納期限までに納めてください。

**2年前納の現金払いもお得です**  
 2年分(4月～7年3月分)を現金払いで前納すると1万48300円の割引となります。

この納付書は4月上旬に送付されないため、希望する人は4月中旬までに左記へお申し出ください。

**問い合わせ** 所沢年金事務所  
 ☎ 04-2998-0170

